

議員提出議案第5号

渋谷区こども条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

提出者

渋谷区議会議員 五十嵐 千代子

同 田中 正也

同 牛尾 真己

渋谷区議会議長 一 柳 直 宏 殿

渋谷区こども条例

(前文)

こどもは、一人ひとりがかげがえのない存在である。一人の人間として尊重され、自らの意思でいきいきと成長していくことが大切にされなければならない。

こどもは、権利の全面的主体である。

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約をいう。以下同じ。）では、こどもの最善の利益の確保、こどもに対するあらゆる差別の禁止、こどもの意見の尊重及び生命・生存・発達への権利など、その権利を総合的かつ現実的に保障することを原則としている。

すべてのこどもがだれひとり取り残されることなく、将来への希望を持って、のびのびと健やかに育っていく環境を整備していかなければならない。

「こどもを大切にする」視点から、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもの目線に立った施策を推進していくことは、さまざまな人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市渋谷の使命である。

また、いかなる状況下においても、こどもの幸福を追求していくことが何より重要であり、渋谷区（以下「区」という。）がなすべき責務を明らかにしなければならない。

こうした認識の下、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び区が取り組むべき施策の基本となる事項を定め、こどもの健やかな成長に寄与することを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、こどもの権利条約の理念に基づいて、こどもが権利の主体として尊重され、こどもが自らの意思でいきいきと成長していく子育ての大切さとこれを支える取組を明らかにし、こどもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「こども」とは、渋谷区に住んだり、渋谷区で学んだり、遊んだり、働いたりする18歳未満の人のことをいう。

2 この条例で「権利」とは、こどもの権利条約において認められる権利のことをいう。

3 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、渋谷区にある学校教育施設、児童福祉施設などのことをいう。

(基本理念)

第3条 こどもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりは、次の基本の考え方に基づいて進める。

- (1) こどもの幸せを第一に考えること。
- (2) こどもの年齢や成長に配慮すること。
- (3) こどもの意見表明権を尊重すること。
- (4) こどもと大人の信頼関係を深め、地域ぐるみで行うこと。

(大人の役割)

第4条 区は、こどもの権利の尊重と子育ての支援についての施策を、国や東京都などと協力して進める。

2 保護者は、子育てに第一の責任を持つ人として、こどもの権利を尊重し、こどもの年齢や成長に応じた支援や指導に努める。

3 育ち学ぶ施設は、こどもの権利を尊重し、家庭や地域と協力しながら、こどもが自ら進んで学び、成長していけるよう支援や指導に努める。

4 区民及び渋谷区で活動を行う団体や事業者は、こどもの権利を尊重し、地域活動などを通して、子育てを支えるよう努める。

(こどもの安全安心の確保)

第5条 区は、こどもを犯罪、事故その他の危害から守るため、こどもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

(こどもの遊び場、居場所づくり)

第6条 区は、こどもがのびのびと健やかに育つことができるよう、国や東京都などと連携して、こどもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を図るものとする。

(こどもの学び、成長への支援)

第7条 区は、こどもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、こどもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人ひとりの個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、こどもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。

(子育て家庭、こどもに寄り添った多面的支援)

第8条 区は、さまざまな不安や悩みに直面する子育て家庭を支援するため、特別な支援や配慮を要するこども及び社会的養育を必要とするこどもへの施策をはじめ、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な取組等、多面的な支援に努めるものとする。

(こどもの意見表明権の尊重)

第9条 区は、こどもを権利の主体として尊重し、こどもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

(こどもの参加の促進)

第10条 区は、こどもが社会の一員として尊重され、年齢及び一人ひとりの発達段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

(こどもの権利の広報・啓発)

第11条 区は、こどもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発を推進するものとする。

(こどもからの相談への対応)

第12条 区は、こどもの不安や悩みを解消できるよう、こどもからの相談に対応する体制の充実並びに家庭、学校、地域社会及び関係機関等との連携強化に努めるものとする。

(こどもの権利擁護)

第13条 区は、こどもの健やかな成長を支援するため、権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速にこどもの救済を図ることができるよう、国や東京都その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、こどもの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(こども総合計画の策定)

第14条 区は、第3条の基本理念のもとに、こどもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、渋谷区こども総合計画をつくる。

2 渋谷区こども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直す。

3 区は、渋谷区こども総合計画をつくる時又は見直すときは、あらかじめ渋谷区こども施策推進会議の意見を聴かなければならない。

4 区は、渋谷区こども総合計画をつくる時又は見直すときは、こどもを含めた区民の意見を取り入れるよう努める。

5 区は、渋谷区こども総合計画をつくった時又は見直したときは、その内容を公表する。

(こども施策推進会議の設置)

第15条 区は、こどもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くため、渋谷区こども施策推進会議を設置する。

2 渋谷区こども施策推進会議は、区長の求めに応じ、次のことを調査、審議する。

(1) 渋谷区こども総合計画に関すること。

(2) 育ち学ぶ施設の保育園などを利用できるこどもの数に関すること。

(3) こどもの権利の尊重と子育ての支援についての施策の実施の状況に関すること。

(4) その他こどもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりに関すること。

3 渋谷区こども施策推進会議は、こどもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりに関して、区長に意見を述べることができる。

4 渋谷区こども施策推進会議の委員は、24人以内とする。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 渋谷区こども施策推進会議は、必要に応じて、学識経験者など委員以外の人に出席を求め、意見を聴くことができる。

(子どもの権利擁護委員の設置)

第16条 区は、こどもの権利侵害について、こどもやその関係者からの相談や救済の申立てを適切かつ迅速に処理するため、渋谷区こどもの権利擁護委員を設置する。

(財政上の措置)

第17条 区は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要なことは、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第14条及び第15条、第16条の規定は、規則で定める日から施行する。
- 2 渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和29年渋谷区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中45の項の次に次の1項を加える。

46 渋谷区こども施策推進会議	委員長	1万8,000円
	委員	1万2,000円

(説明)

こどもの権利条約にもとづき、一人ひとりのこどもが尊重され、自らの意思でいきいきと成長していくことが大切にされるまちを実現するため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。